

令和6年度 教職員校内ルール

岡山県立東備支援学校

○私たちは人権意識を高め合う教職員集団です。

- ・私たちは、保護者の前でできない指導は平素からしません。
- ・私たちは、児童生徒のモデルとなるような行動をします。
- ・私たちは、児童生徒に指導していることを、まず自らが実践をします。

☆当たり前だけど、大切なこと☆

～児童生徒の人権を尊重し、授業を大切に積み重ねよう～

- ①報告・連絡・相談を行い、学校組織(チーム)の一員としての自覚をもって行動します。
- ②児童生徒の人権を侵害するような不適切な指導は絶対にしません。
- ③名前の呼び方(名字〇〇さん)や身体接触を伴う支援などに気を付け、指導の際、個室で一对一にならないように配慮します。
- ④児童生徒や保護者に連絡する際には、学校の固定電話や携帯電話を使用し、**個人の携帯電話や SNS 等で直接つながりません。**
- ⑤授業中、個人の携帯電話の携帯や使用をしません。
- ⑥個人情報の適切な管理に努めます。**タブレット端末や学校携帯に個人情報に関するデータを残しません。**
- ⑦服装やあいさつ、交通マナーなど、公務員としての自覚をもって行動します。**(校内徐行を徹底します。)**
- ⑧学校徴収金等の用途を明確にし、適切に会計処理をします。
- ⑨校外へ発出する文書等は、起案又は簡易起案をします。
- ⑩校内の環境整備に心がけ、ごみと資源の分別や節水・節電に**努めます。**